

令和 8 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

第 8 3 号議案 令和 8 年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）

目次

ページ

【 3 款 民生費 2 項 児童福祉費】

1 目 児童福祉総務費

1-1 民間保育所等副食費支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ P2~3

こ ども 部

令和 8 年 9 月

保育施設の広域利用について

1 広域利用の趣旨

こどもは、保護者が居住する市町の保育施設に通うことが原則であるが、例外的に居住地以外の保育施設へ入所できる制度（広域利用）がある。この「広域利用」は、保護者の就労や生活実態に合わせた保育を提供することにより、こどもの健やかな成長と保護者の子育て支援を目的とするものであり、その利用形態は次のとおりである。（児童福祉法第56条の6第1項）

- ・ 広域受託利用 … 他市町のこどもが長崎市の保育施設へ入所すること
- ・ 広域委託利用 … 長崎市のこどもが他市町の保育施設へ入所すること

2 広域利用の概要

広域利用は、長崎県が定めた「保育所及び認定こども園の広域利用に係る利用調整に関する実施要領」に基づき、運用している。

(1) 利用要件

- ① 保護者の勤務先が居住地以外の市町にある場合
- ② 里帰り出産の場合
- ③ すでに兄弟児が居住地以外の保育施設を利用している場合 など

(2) 市町間の協議及び調整

保護者の居住地の市町は、保育施設が所在する市町と協議し、利用調整が行われる。
なお、定員に余裕があり、当面の間、児童の利用に支障がない場合に入所を承諾する。

(3) 経費

広域利用のこどもに係る「施設型給付費」は、居住地の市町が入所施設へ支払う。

〔参考〕児童福祉法

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六、第二十一条の十八第二項、第二十四条第五項若しくは第六項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による措置及び保育の利用等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

3 広域利用者の実績

(各年度4月1日時点)

区 分		R6年度	R7年度	R8年度	平 均
長崎市の入所児童数（１・２号認定こどものみ）①		7,751人	7,170人	6,965人	7,295人
広域受託利用 （他市町のこども ↓ 長崎市の保育施設）	副食費支援補助対象者数 （１・２号認定こども）②	285人	267人	302人	285人
	入所児童数に占める副食費支援補助対象者数 ③ (=②/①)	3.7%	3.7%	4.3%	3.9%
広域委託利用 （長崎市のこども ↓ 他市町の保育施設）	副食費支援補助対象者数 （１・２号認定子ども）④	22人	24人	24人	23人

※ 1号認定子ども：満3歳～5歳（教育利用）

※ 2号認定子ども：満3歳～5歳（保育利用）

4 副食費支援補助の算定に広域受託利用者を含む理由

この事業は、物価高騰の影響による食材費の上昇分を市内の保育施設に支援することにより、この保育施設が提供する給食の質及び量を維持し、安定した給食の提供を確保するものであり、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業の一つに示されているメニューである。

給食は、保育施設において、市内外のこどもを区別せずに食材を一括で購入して調理し、提供している。

このため、長崎市のこどものみを補助の対象とした場合、他市町のこども分は保育施設が負担する又は保護者に転嫁することとなるが、そうしない場合には、結果として、全体の給食の質及び量の維持に影響を及ぼす可能性がある。

したがって、市内の保育施設が一体的に提供する給食に係る食材費の物価高騰対策として、こどもの居住地による区別を設けずに支援するものである。

なお、同様の事業を実施する県内自治体（佐世保市・大村市・平戸市・長与町）においても、他市町のこども分を含め、保育施設に補助を行っている。